

求職者支援訓練認定規模一覧表 [認定単位期間:令和8年度第2四半期]

	中央地域	県北地域	日田地域	県南地域	各地域共有新規枠	総計
	大分・別府・豊後大野 公共職業安定所管内	中津・宇佐 公共職業安定所管内	日田 公共職業安定所管内	佐伯 公共職業安定所管内		
基礎コース	30	15	15			60
実践コース	90				30	120
介護福祉分野	15				15	30
医療事務分野	15					15
デジタル分野	30				15	45
営業・販売・事務分野	30					30
その他の分野						
合計	120	15	15	0	30	180

- * 各コースの定員は、原則10～20名とする。
- * 夜間コースは設定しないこととする。
- * 訓練期間について、基礎コースは2か月～4か月、実践コースは2か月～6か月とする。
- * 認定単位期間内で一訓練機関あたりの認定数は、分野を問わず3コースを上限とする。
ただし、同一の分野及び地域の申請数が認定規模を超えない場合はこの限りでない。
また、eラーニングコースについては、1コースを上限とする。
- * 四半期ごとの余剰人員については、雇用情勢や地域の訓練ニーズに応じて基礎コースと実践コース間、実践コースの分野間、及び実績枠と新規枠間のそれぞれについて振り替えを可能とするが、令和6年度及び令和7年度の実績を踏まえ、介護福祉分野の訓練については、実績枠・新規枠それぞれにおいて3か月に1回1実施機関の訓練設定とする。
- * 同一地域・同一分野において2コース以上認定する場合は、開講日は1か月以上の間隔を設ける。
- * 認定申請受付期間
令和8年度第2四半期分・・・令和8年4月1日（水）～令和8年4月14日（火）